

東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」 着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」が東京都の健康づくりをPRするキャラクターとして活動するにあたり、東京都が所有する「ケンコウデスカマン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

東京都の健康づくりに資する行事や都及び区市町村等との連携協力の下に開催する行事等、都が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「ケンコウデスカマン」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び着ぐるみを使用する行事の概要が分かる資料を添えて、東京都保健医療局保健政策部健康推進課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 借受希望者が、当該行事の告知等に「ケンコウデスカマン」のデザインを使用しようとする場合には、借受申請書にその旨記入の上、告知用資料のデザイン案を添えて、東京都著作物の利用許諾の申請様式によりその承諾を得なければならない。

3 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条に該当しないとき。
- (2) 東京都の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「ケンコウデスカマン」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

4 管理者は、第1項の借受申請書に、第2項に定めるデザイン使用について記載されている場合は、「ケンコウデスカマン」のイメージを損なうおそれのある場合を除き、デザイン等の使用を承諾する。

5 管理者は、前2項の規定により使用を承諾する場合、「ケンコウデスカマン」着ぐるみ使用承諾書（別記第2号様式）により、使用を承諾しない場合、「ケンコウデスカマン」着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

6 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された行事のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(6) 当該行事の告知用に「ケンコウデスカマン」のデザイン使用を承諾された場合は、承諾された内容のみで使用すること。

(7) 第3条第6項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第3条及び別記各様式中、「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。

第1号様式

「ケンコウデスカマン」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

東京都保健医療局保健政策部健康推進課長 様

申請者住所（所在地）

団体名

代表者名

下記のとおり、東京都健康づくり推進キャラクター「ケンコウデスカマン」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

- 1 行事名
- 2 開催日時
- 3 開催会場
- 4 行事の目的及び内容
- 5 対象者・参加予定人数
- 6 行事の問合せ先 TEL ()
- 7 借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 借受担当者氏名 TEL ()
- 9 その他
行事告知等のための「ケンコウデスカマン」のデザイン・写真の使用
(選択してください) 有・無
有の場合、使用する告知等の方法
(選択または記載してください) ポスター チラシ HP その他 ()

【添付資料】

- ・借受けを希望する団体の概要が分かる資料
- ・着ぐるみを使用する行事の概要が分かる資料（企画書等）
- ※ デザイン等を使用する場合は、東京都著作物の利用許諾の様式により、レイアウト案（デザイン、写真等の使用方法がわかるもの）を添えて別途申請が必要です。
- ※ デザイン等を使用する場合は「ケンコウデスカマン」のイメージを損なわないようにすること。

第2号様式

「ケンコウデスカマン」着ぐるみ使用承諾書

第 号
年 月 日

様

東京都保健医療局保健政策部健康推進課長

年 月 日付で申請のあった「ケンコウデスカマン」の着ぐるみの使用については、
下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

記

遵守事項

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、裏面の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 当該行事の告知等のために「ケンコウデスカマン」のデザイン使用を承諾された場合は、承諾された内容のみで使用すること。
- (7) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

貸出日 年 月 日

返却日 年 月 日

デザイン使用 有 ・ 無

問合せ先：東京都保健医療局保健政策部健康推進課 TEL03-5320-4356

裏面

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤ 「ケンコウデスカマン」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑥ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑦ 通常の着ぐるみより密着度が高いので、使用後は、除菌かつ消臭スプレーを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧ 生地は、通常の着ぐるみに使うボア生地より汚れに弱いので、注意して使用すること。
- ⑨ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。

第3号様式

「ケンコウデスカマン」着ぐるみ使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

東京都保健医療局保健政策部健康推進課長

年 月 日付で申請のあった「ケンコウデスカマン」の着ぐるみの使用については、
下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 行事名
- 2 使用場所
- 3 使用期日
- 4 借用期間
- 5 不承諾の理由